

改定日	会議体	項目	新	旧	公開依頼
2025/2/25	第3回運営委員会	会則細則第3条 1. 広報委員会について	第3条 常置委員として、ベルマーク委員会、イベント委員会を置く。その他必要とする場合、委員会を置くことができる。 1.ベルマーク委員会 主に、ベルマークの収集活動を通じて、教育環境の充実に資するための活動。 2.イベント委員会 よつぱっこまつりの企画、運営に関する活動。	第3条 常置委員として、 広報委員会 、ベルマーク委員会、イベント委員会を置く。その他必要とする場合、委員会を置くことができる。 1.広報委員会 会報発行、その他の広報活動。 2.ベルマーク委員会 主に、ベルマークの収集活動を通じて、教育環境の充実に資するための活動。 3.イベント委員会 よつぱっこまつりの企画、運営に関する活動。	済 2025/6/25
2025/4/5	役員会	個人情報取扱規則 第11条 保管および持ち出し等	第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付、 及びクラウド上での作業 も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。	第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。	済 2025/6/25
2025/4/25	PTA総会	会則第2章 第10条 役員について	第10条 1.役員の任期は1年とし、同一役職は1回に限り再任は妨げないが但し役員にあることが、原則として通算4年を超えてはならない。但しやむを得ず選出できない場合はこの限りではない。役員に欠員が生じたとき、任期は前任者の残存期間とする。 2.父母から選出された役員(以下、当該役員)から申し出があった場合には、会長の承認があれば、当該役員の配偶者等(父母のもう一方)が当該役員の協力者(以下、協力者)として業務にあたることができる。ただし、当該役員ならびに協力者は以下とする。 1 協力者の任期は、当該役員と同期間とする。 2 協力者は議決権を持たないが、協力者が当該役員の名で議決を行うことを妨げない。 3 協力者は本会則・細則ならびにその他のPTA関連ルール等(執行部心得ならびに個人情報取扱規則を含む)を順守する義務を負う。	第10条 役員の任期は1年とし、同一役職は1回に限り再任は妨げないが但し役員にあることが、原則として通算4年を超えてはならない。但しやむを得ず選出できない場合はこの限りではない。役員に欠員が生じたとき、任期は前任者の残存期間とする。	済 2025/6/25
2025/6/3	第1回運営委員会	会則細則第3条 1.ベルマーク委員会について	第3条 常置委員として、イベント委員会を置く。その他必要とする場合、委員会を置くことができる。 ・イベント委員会 よつぱっこまつりの企画、運営に関する活動。	第3条 常置委員として、 ベルマーク委員会 、イベント委員会を置く。その他必要とする場合、委員会を置くことができる。 1.ベルマーク委員会 主に、ベルマークの収集活動を通じて、教育環境の充実に資するための活動。 2.イベント委員会 よつぱっこまつりの企画、運営に関する活動。	済 2025/6/25
2025/9/18	第2回運営委員会	会則細則第1条 12. 謝礼について	削除	12. 執行部及びPTA各委員に対し、謝礼(500円のお金)を渡すものとする。	済 2026/2/25
2026/2/24	第3回運営委員会	会則細則第3条 1.イベント委員会について	第3条 常置委員会として、イベント委員会を置く。その他必要とする場合、委員会を置くことができる。 ・イベント委員会 イベント の企画、運営に関する活動。	第3条 常置委員会として、イベント委員会を置く。その他必要とする場合、委員会を置くことができる。 ・イベント委員会 よつぱっこまつり の企画、運営に関する活動。	済 2026/2/25